

原子力発電所に係る県民等の安全確保のための情報連絡等に関する覚書

山形県（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙の設置する福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）において事故等が発生した際に、山形県民等の安全及び安心の確保に向けて迅速な対応を図るため、情報連絡等に関して次のとおり覚書を交換する。

（異常時の通報）

第1条 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる事項について、直ちにその状況を通報するとともに、その後の状況について報告するものとする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第6条の2第1項の規定による原子力災害対策指針に基づく警戒事態に該当する事象について、関係機関に通報したとき。
- (2) 原災法第10条第1項に規定する事象について関係機関に通報したとき。
- (3) 原災法第15条第1項各号のいずれかに規定する事象の発生について、関係機関に報告したとき。
- (4) 不測の事態により、発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が漏えいしたとき。
- (5) 気体状又は液体状の放射性廃棄物の放出量が、乙が定める原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき。
- (6) 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障等により、原子炉の運転が停止したとき、又は停止することが必要になったとき。
- (7) 原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
- (8) 発電所の敷地内において火災が発生したとき。
- (9) 発電所に係る放射性物質等が盗取され、又は所在不明となったとき。
- (10) 山形県内において発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の輸送中に事故が発生したとき。
- (11) その他発電所の安全確保に関し国に報告する事項又は前各号に準ずる異常が発生したとき。

（平常時の連絡体制）

第2条 甲及び乙は、それぞれの実務担当者で構成する発電所に係る連絡会（以下「連絡会」という。）を定期的開催し、相互の連携の強化を図るものとする。

- 2 連絡会の運営にあたって、甲が乙に協力を求めた場合は、乙はこれに応ずるものとする。
- 3 連絡会の日時、場所、協議内容等は、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

- 4 甲は必要があると認める場合は、甲の指定する市町村の職員を連絡会に参加させることができるものとする。
- 5 連絡会において、乙は、甲に対し、発電所の現状及び安全確保対策に係る事項について報告するものとする。

(協議)

第3条 この覚書の規定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの覚書に關し疑義が生じたとき又は県民の安全確保に關してこの覚書に定めのない事項並びにこの覚書の施行に必要な細目については、甲及び乙は協議して定めるものとする。

この覚書を交換した証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 27年2月9日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄子

乙 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己